

労働者派遣事業に関わる情報

株式会社スギハラサービスクリエイツ

労働者派遣法第23条第5項に基づき労働者派遣事業に関する情報を示します。

対象期間 2015年4月1日～2016年3月31日

事業所名称	株式会社スギハラサービスクリエイツ
事業所所在地	東京都港区西新橋3-25-47 愛宕マークビル3F

① 派遣労働者の数(1日平均)	223 人
② 派遣先の実数(事業年度当たりの事業所数)	39 件

③ 労働者派遣の料金 1日(8時間当たり)の額の平均	13600 円
④ 派遣労働者の賃金 1日(8時間当たり)の額の平均	10400 円
⑤ マージン率	23.5 %

⑥ 派遣労働者教育訓練に関する事項

教育訓練の種類	実施人数				実施方法・費用負担等
新規採用者への訓練	1回平均	4 人	年間	80 人	○実施方法はOFF-JT ○賃金支給無し ○労働者の費用負担無し
派遣前訓練	1回平均	3 人	年間	60 人	
技能向上訓練①	1回平均	5 人	年間	25 人	
技能向上訓練②	1回平均	5 人	年間	25 人	
資格取得支援訓練	1回平均		年間	8 人	

マージン率に含まれる派遣事業運営に必要な経費について

マージン率は、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合を示すものですが、派遣会社の事業運営に必要な経費は派遣労働者の賃金だけではありません。派遣労働者の賃金以外に必要な経費には、主に以下のようなものがあります。

- ・法定雇用費用
派遣労働者の雇用費用は派遣会社が負担しています。
- ・募集費、教育費、福利厚生費
派遣労働者の募集に必要な募集広告費、スキルアップ支援のための教育費、福利厚生費などの費用が発生します。
- ・その他経費
その他にも社員の人件費、事業運営に必要なシステムの維持費、オフィスの家賃など、事業運営のために必要な経費があります。